

## 基本目標 2

# 安心して暮らせる支えあいのまち 【福祉・健康の分野】

### 基本目標 2 安心して暮らせる支えあいのまち

【福祉・健康の分野】

#### 基本施策 1 助けあい支えあう福祉社会の実現

- 施策 6 地域福祉
- 施策 7 高齢者福祉
- 施策 8 障害者福祉
- 施策 9 生活福祉
- 施策 10 社会保険

#### 基本施策 2 安心を支える健康づくりと保健・医療の充実

- 施策 11 保健・医療

## 施策 6 地域福祉

### 基本方針

市民、社会福祉協議会、福祉サービスを提供する団体、ボランティア等と市の連携により「地域で支えあう福祉のまちづくり」を推進します。

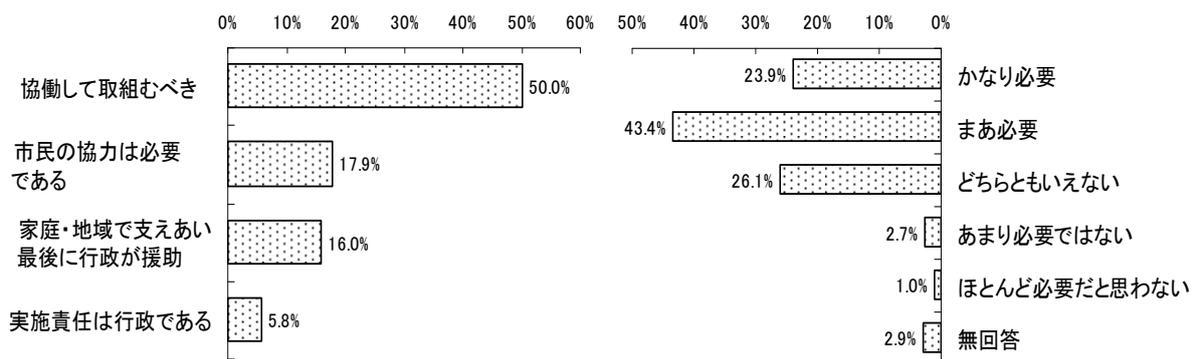
### 現状と課題

- 1 少子高齢社会の進展や核家族化などにより、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者が増加する一方で、生活の基盤である家族や地域のつながりが希薄化し、地域の間関係や相互支援力が弱まり、孤立・孤独などの問題が顕在化しつつあります。市では、民生・児童委員や友愛訪問員をきめ細かく配置するとともに、地域包括支援センター<sup>\*1</sup>、子ども家庭支援センター、地域活動支援センター<sup>\*2</sup>などを核とする支援ネットワークの充実を図り孤立の防止や孤立・孤独に起因する問題の対応にあたっています。

しかし、家族や地域のつながりの希薄化などに起因する生活課題や福祉課題は、公的制度やサービスだけでは対応が難しいことから、市民に最も身近な地域において市民と行政が協働で課題を解決することや、地域における市民主体による助け合い・支え合いなどの仕組みづくりが求められています。

生活する上で何らかの支援を必要とする人はもちろんのこと、すべての市民が安心して地域で生きがいを実感できる生活を送るには、市民一人ひとりが地域を構成する一員としてつながり、各々ができる範囲で役割や責任を果たし、ともに支え合う仕組みづくりの推進が必要です。

### 福祉サービスの充実における市民と行政の関係のあり方／市民相互の協力関係の必要性



出典：羽村市「第三次羽村市地域福祉計画二一ス調査結果報告書」

※ 1 地域包括支援センター：高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、高齢者やその家族等に対し、総合的な支援を行う機関。  
 ※ 2 地域活動支援センター：在宅の障害のある人に、相談支援事業や情報の提供等を総合的に行うとともに、機能訓練や入浴等のサービスを提供し、障害のある人やその家族の地域生活の支援をする事業。

## 今後の方向性

### 1 地域における支えあい活動の推進

- 1) 民生・児童委員が、地域と行政とを結ぶ「要」として、地域に根ざした福祉活動の推進に重要な役割を果たしていけるよう、町内会・自治会をはじめ様々な分野の組織との連携を深め、協働して課題に対応するとともに、困難な事例には専門的な支援を行うなど、その活動を支援する環境整備を進めます。
- 2) 社会福祉協議会が取り組んでいる「小地域ネットワーク活動<sup>※1</sup>」や「ふれあいサロン<sup>※2</sup>」などの取組みが一層強化されるよう、小地域ネットワーク活動団体の連絡協議会を市と社会福祉協議会が共同して開催するなどの支援を充実していきます。
- 3) 支援が必要な高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや、障害者の相談窓口である地域活動支援センター、また、子育て家庭の相談窓口である子ども家庭支援センターなど各公的機関相互の連携を強化します。また、福祉サービス総合支援事業を行う社会福祉協議会などとのネットワークを構築し、総合的な支援を目指します。
- 4) 市民活動センターを拠点として、市民活動の振興を支援するとともに、地域福祉の様々な分野で市民協働を推進します。また、市と社会福祉協議会が連携してボランティアの養成や市民主体による地域福祉活動を推進します。

※1 小地域ネットワーク活動：小地域（概ね町内会・自治会区域）を単位として要援護者一人ひとりを対象に市民同士が共同して進める、見守り・援助活動。

※2 ふれあいサロン：地域福祉をより円滑に推進するため市民同士が手軽に自然な交流ができる場。

序

論

基本構想

基本計画

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本構想を推進するために

資料編

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	地域福祉計画の策定	社会福祉法に基づき、羽村市の地域福祉を推進していくため、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間の計画を策定します。
2	民生・児童委員（社会福祉委員）活動の支援	地域と行政とを結ぶ「要」として、地域に根ざした福祉活動が円滑にできるよう、様々な側面から支援します。
3	小地域ネットワーク活動の支援	地域住民が主体となって支え合いや見守りなどの実践活動を行う「小地域ネットワーク活動」の活性化や充実に向け、社会福祉協議会と共同して支援します。
4	福祉サービス総合支援事業	社会福祉協議会が実施する、高齢者や障害者等のためのサービス利用援助や苦情対応、専門相談等の事業を支援します。
5	社会福祉協議会の支援	地域福祉を推進するため、社会福祉協議会の運営やふれあいのまちづくり事業等の活動を支援します。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成 28 年度)
指標 1	民生・児童委員による訪問延回数	12,422 回 (平成 22 年度)	15,000 回
指標 2	福祉ボランティア団体の登録数	54 団体 (平成 22 年度)	65 団体

## 施策7 高齢者福祉

### 基本方針

高齢者の社会参加や生きがいを促進し、「生涯現役社会」を目指します。また、福祉サービスの充実や総合的な支援体制による地域包括ケアを推進し、住み慣れた地域で、安心した生活を送れるよう支援します。

### 現状と課題

- 1 市の高齢者人口の割合は、この10年間で11.6%から19.2%に上昇し、高齢化が急速に進展しています。その一方、高齢者の8割以上は介護などのサービスが必要のない元気な高齢者です。こうした高齢者が知識や技術、経験などを活かして働けるよう、シルバー人材センターを通じ就労支援を行っています。また、老人クラブへの支援や老人福祉センターの事業、生涯学習センターゆとろぎでの中高年向けの講座の開催などにより、交流や生きがいを促進を図ってきました。  
今後は、意欲や能力を持った高齢者が「地域社会を支える担い手」として活躍することで、地域の活性化や生涯現役社会が促進されるよう、社会貢献活動や生涯学習活動、就労を通じた生きがいづくりなど多様な分野への主体的参加や活動ができる環境づくりが重要です。
- 2 高齢化や核家族化に伴い、市内のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを核として民生・児童委員、友愛訪問員との公的な支援ネットワークの充実を図っていく必要があります。また、地域住民のボランティアなどによる公の制度に基づかないサービスを含めた総合的な地域包括ケアの推進が課題となっています。
- 3 市では、高齢者ができるだけ要介護状態にならないよう、自ら介護予防の必要性について関心を高め、転倒骨折予防や関節可動域の拡大、筋力向上に取り組む介護予防事業を展開しています。今後は事業への参加率を高め、生活機能の低下防止や要介護状態の改善・重度化防止の効果を多くの人を実感できるようにしていくことが必要です。さらに、認知症高齢者の増加が予測されていることから、相談・支援の充実とともに、認知症高齢者やその家族を支援する認知症サポーターの養成など、認知症高齢者への対応方法等の理解を広げていくことも必要となっています。

序

論

基本  
構  
想

基本  
計  
画

基本  
目  
標  
1

基本  
目  
標  
2

基本  
目  
標  
3

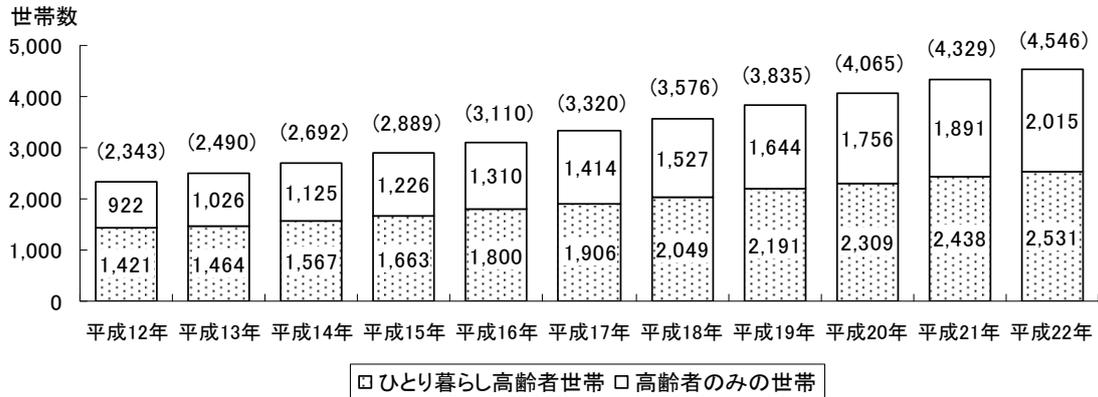
基本  
目  
標  
4

基本  
構  
想  
を  
推  
進  
す  
る  
た  
め  
に

資  
料

編

## 高齢者世帯（高齢者のみの世帯・ひとり暮らし高齢者世帯）の推移



※（ ）内はひとり暮らし高齢者世帯と高齢者のみ世帯の合計  
 ※ 住民基本台帳人口（各年1月1日現在）

## 今後の方向性

### 1 社会参加と生きがいつくりの促進

- 1) 高齢者が生きがいを持って生活できるよう、老人クラブによる「友愛訪問活動<sup>\*1</sup>」など地域との交流事業を充実します。また、定年退職者などのアクティブシニアを応援する講座や、趣味などを通じた生きがいつくりのための講座等を開催し、社会参加等のきっかけづくりを行います。
- 2) ボランティア活動や社会貢献活動、生涯学習活動等を通じ、多様な社会参加と生きがいつくりの機会を提供します。
- 3) 生涯現役社会を目指すために、シルバー人材センターへの支援を通じ「就業を通じた生きがいつくり」を促進します。また、意欲や能力の高い高齢者には、ハローワークやアクティブシニア就業支援センターなどを紹介し、高齢者の就労を積極的に支援します。

### 2 総合的な支援体制づくりの推進

- 1) 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、公的サービスはもとより、地域の住民やボランティア、医療や福祉の関係機関等との連携による地域包括ケアを推進します。
- 2) ひとり暮らし高齢者等を支援するため、地域包括支援センター、民生・児童委員、友愛訪問員等とのネットワークの充実を図ります。また、緊急時における連絡体制の強化を図ります。
- 3) 要介護者や家族介護者などの不安を解消するために、総合的な相談窓口である地域包括支援センターの役割や機能について周知していきます。また、家族介護者に対する支援を強化します。

<sup>\*1</sup> 友愛訪問活動：孤独感の解消や、地域との交流促進、生きがいつくりなどのため、老人クラブ会員が行う一人暮らし世帯、寝たきり高齢者世帯への訪問活動。

- 4) 認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の人間性が尊重され、その人らしい生活を継続できるよう、地域包括支援センターや社会福祉協議会等が連携し、成年後見制度<sup>\*1</sup>や地域福祉権利擁護事業<sup>\*2</sup>等の利用を総合的に支援します。
- 5) 要介護者やその家族が安心して生活できるよう、認知症予防や対応方法の講演会等を開催し、理解を広めます。また、認知症高齢者やその家族を支援するため認知症サポーター養成事業を推進します。

### 3 介護予防事業の推進

- 1) 要介護状態となるリスクの高い高齢者を把握し、転倒骨折予防や関節可動域の拡大、筋力向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防等を行う介護予防事業への積極的な参加を促します。
- 2) 自主的な介護予防事業の取組みを推進するため、地域の高齢者や各種団体などを中心に介護予防リーダー育成事業を推進します。
- 3) 認知症予防に向けて認知症予防プログラム事業を推進します。また、その事業をサポートするファシリテーター（自発的な行動を促す役割を持った人）を養成していきます。

#### 主な事業

	事業名	事業内容
1	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定	老人福祉法及び介護保険法に基づき高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に策定します。
2	アクティブシニア向け講座等の充実	定年退職後、健康維持や地域での活躍を目指そうとするアクティブシニアを応援する講座や、趣味などを通じた生きがいづくりのための講座等を開催し、社会参加等のきっかけづくりを行います。
3	要介護者等の相談支援事業	地域包括支援センターにおいて、要介護者等の総合相談支援や権利擁護業務等を行います。
4	ひとり暮らし高齢者等への訪問事業	友愛訪問員により、孤独感の解消や安否確認を行います。
5	認知症予防事業	認知症予防プログラムの実施や、それを運営する支援者の育成等を行います。

※1 成年後見制度：認知症、精神障害、知的障害などの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに不利益を被ることのないよう、権利と財産を守り、支援する制度。

※2 地域福祉権利擁護事業：認知症、精神障害、知的障害などの理由で判断能力が十分でない人を対象に、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する相談対応、日常的な金銭管理や重要書類等の預かりなどの支援を行う事業。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成 28 年度)
指標 1	シルバー人材センターの就業率	79.4% (平成 22 年度)	80%
指標 2	認知症サポーターの講座参加者数	156 人 (平成 22 年度)	500 人
指標 3	地域包括支援センターにおける相談件数	2,056 件 (平成 22 年度)	3,000 件

序

論

基本  
構  
想

基本  
計  
画

基本  
目  
標  
1

基本  
目  
標  
2

基本  
目  
標  
3

基本  
目  
標  
4

基本  
構  
想  
を  
推  
進  
す  
る  
た  
め  
に

資  
料  
編

## 施策8 障害者福祉

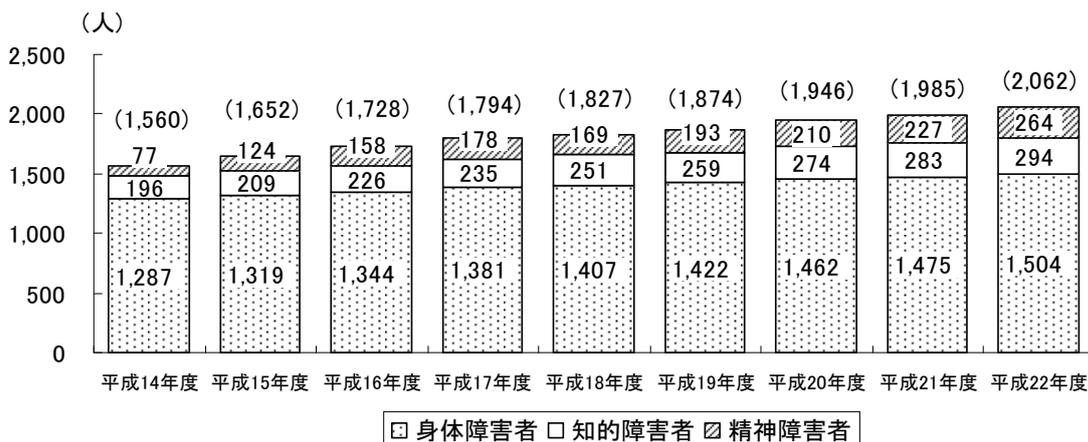
### 基本方針

障害者福祉についての理解を広め、「共に生きる社会」の実現を目指します。また、障害のある人が、その人にふさわしい福祉サービスを受けながら、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援します。

### 現状と課題

- 1 市では、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。また、平成21年度には、相談支援体制の整備をはじめとした支援ネットワークの構築に向けて「地域自立支援連絡会」を設置しました。今後も、すべての市民が障害者福祉について関心や理解を深め、支え合う意識を共有する福祉コミュニティづくりの推進が必要です。
- 2 平成14年度から平成22年度までの障害者数の推移をみると、知的障害者と精神障害者が特に増加しています。こうしたことから、市では、障害のある人への相談支援事業や就労支援事業を強化してきました。また、障害のある人や、障害のある児童の日中活動の場を充実するなど、様々な障害者福祉施策を推進してきました。今後も、障害のある人が住み慣れた地域で、安心して自立した生活ができるよう、福祉サービスの充実を図ることが必要です。

障害者数(手帳所持者数)の推移



※（ ）内は身体障害者、知的障害者、精神障害者の合計。  
 ※各年度3月31日現在

序

論

基本構想

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本構想のために  
 推進するための

資料編

## 今後の方向性

### 1 共に生きる社会づくりの推進

- 1) 障害者福祉に関する関係者による連携及び支援の協議を行う場として、「地域自立支援連絡会」の機能や役割を充実させていきます。
- 2) 保健・医療・福祉の連携を緊密化して、総合的なサービス提供体制を充実します。また、保育や教育、就労支援、スポーツや文化活動等の事業の充実を図り、障害のある人が育ち、働き、社会参加することができる環境づくりを推進します。
- 3) 障害のある人への差別や偏見といった、意識に関わるバリアの解消を図るため、人権啓発や教育、広報活動を充実します。

### 2 自立に向けた支援の充実

- 1) 「地域活動支援センターあおば」の相談体制やピアカウンセリング事業<sup>※1</sup>を強化し、障害のある人がその人にふさわしいサービスを選択するための情報提供や、気軽に相談ができる支援体制を充実します。また、サービス提供事業者へ、サービスの質や、専門職員等の資質の向上を要請し、障害のある人が安心してサービスを利用できる仕組みづくりを行います。
- 2) 障害のある人の地域生活を支える、生活介護、自立訓練、就労継続支援等の「日中活動の場」の充実を図ります。また、障害者が地域で暮らすための核となるグループホーム、ケアホーム等の「住まいの場」や、専門的な介護等が受けられる施設入所支援等の民間主体の施設整備を支援し、障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を続けられる基盤づくりを推進します。
- 3) 市が独自で取り組んでいる障害児日中一時支援事業「青い鳥」の指導員体制を充実するため、この事業が障害のある就学児童の「放課後等デイサービス」の対象となるよう国等に働きかけます。
- 4) 障害のある人の雇用を促進するため、障害者就労支援センター「エール」の機能を充実させ、一般企業等への就労を支援します。

※1 ピアカウンセリング事業：相談支援事業のひとつで、障害のある人などが自らの体験に基づき、同じ障害のある人の相談に応じ問題解決を図る事業。

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	障害者計画及び障害福祉計画の策定	障害者基本法及び障害者自立支援法に基づき、「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体的に策定します。
2	地域自立支援連絡会の運営	地域における障害者福祉に関する関係者による連携及び支援の協議を行うため、地域自立支援連絡会の体制を充実させていきます。
3	相談支援事業	地域活動支援センター（あおば、ハッピーウイング）等で、相談支援事業を行います。
4	障害児支援事業	福祉センター（青い鳥）で、障害のある就学児童に対して日中活動事業を行います。また、障害のある幼児に対して療育訓練を行います。
5	就労支援事業	就労支援センター（エール）で、障害のある人に対して、職業相談、職場定着支援、自立生活支援などの事業を行い、一般企業等への就労を支援します。
6	就労継続支援事業	福祉センター（いちよう）で、障害のある人に対して福祉的就労 <sup>※1</sup> の場を提供します。また、社会福祉法人等が行う福祉的就労を支援します。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	地域活動支援センター「あおば」及び「ハッピーウイング」における相談件数	2,783件 (平成22年度)	3,430件
指標2	障害者就労支援センター「エール」における新規就労者数及び職場定着者数 (エール開所以降の累計)	16人／32人 (平成22年度)	67人／70人

※1 福祉的就労：一般就労の困難な障害のある人が、授産施設などの障害者福祉施設で、職業訓練等を受けながら行う就労。

序

論

基本構想

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本構想を推進するため

資料

編

## 施策9 生活福祉

### 基本方針

生活に困難を抱える人のために、多様なセーフティ・ネットを活用し、生活の安定と自立の促進に向けた支援を推進します。

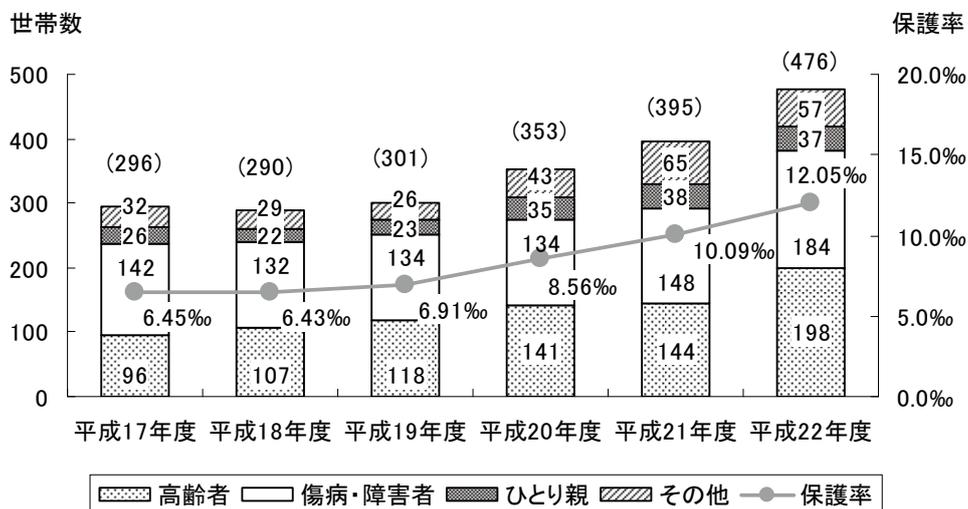
### 現状と課題

- 市の生活保護世帯数は、平成20年度に起きた世界金融危機以降急激に増加傾向を示し、平成20年3月末から平成23年3月末までの3年間を比較すると175世帯の増加となっています。こうした増加に対応するため、ケースワーカー<sup>※1</sup>の他に国の制度を活用した就労支援員や面接相談員を配置し、自立支援や適正な保護の実施を図っています。

生活保護を受けている世帯のうち、高齢者世帯や障害・傷病世帯、ひとり親世帯が全体の4分の3を越えており、経済的な自立が難しくなっています。その一方、就労能力のある人には自立支援プログラムの適用等を通じ、様々な自立支援を行っていく必要があります。

また、生活保護世帯が増加する中であって、不正受給を防止し、適正に生活保護制度を運用していくことが求められています。

#### 生活保護受給世帯数・保護率の推移



※各年度3月31日現在

※1 ケースワーカー：生活保護を受けている人に対して様々な働きかけや相談に応じる地区担当員。

## 今後の方向性

### 1 生活の安定と自立に向けた支援

- 1) 生活保護を必要とする人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障します。
- 2) ケースワーカー等による支援を通じ、就労可能な生活保護受給者に対しては、自立支援プログラムを作成し、経済的自立を促します。また、日常生活の自立や社会生活の自立が必要な生活保護受給者については、様々な援助や支援を行います。
- 3) 不正な生活保護の受給を防止し、適正な制度運用を推進します。

### 主な事業

	事業名	事業内容
1	生活保護受給者の就労指導事業	生活保護受給者に対し、ケースワーカーや就労支援員による就労指導を強化します。
2	面接相談員の配置	生活保護受給者の急増に対応するため、国の強化事業を活用し、専任の面接相談員を配置して、適正な制度運用を図ります。

### 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	就労指導による就労件数	7件 (平成22年度)	10件

序

論

基本  
構  
想

基本  
計  
画

基本  
目  
標  
1

基本  
目  
標  
2

基本  
目  
標  
3

基本  
目  
標  
4

基本  
構  
想  
を  
推  
進  
す  
る  
た  
め  
に

資  
料  
編

## 施策10 社会保険

### 基本方針

国民全体の支えあいに基づき、介護サービス給付を行うための介護保険や、医療保険給付を行うための国民健康保険を適正に運営します。

また、高齢期の生活を支えるため、国民年金制度の趣旨普及と加入促進を図ります。

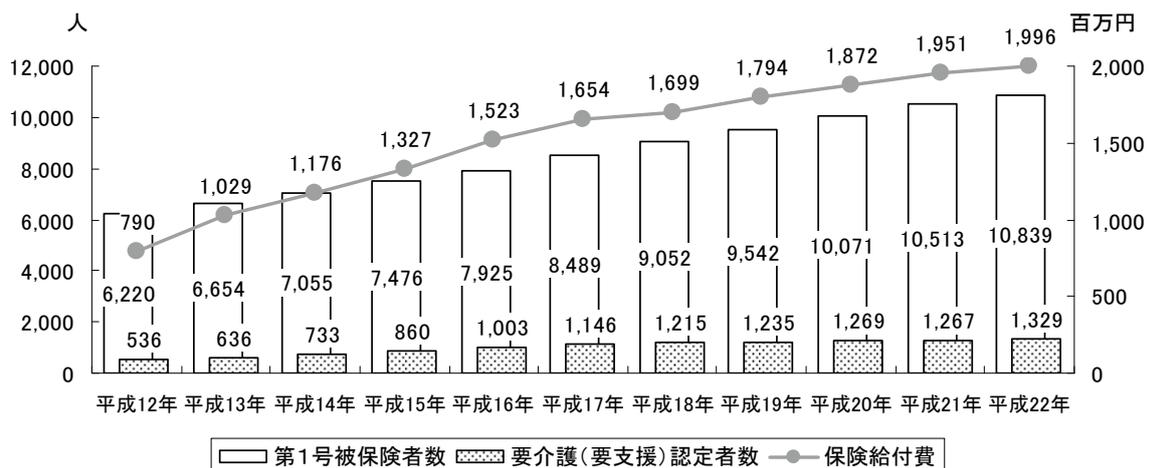
### 現状と課題

- 市では、3年ごとに「介護保険事業計画」を策定し、必要なサービス量や適切な介護保険料を設定し、介護保険事業の計画的な運営を行っています。高齢化の進展に伴い、要介護認定者及び保険給付費は、制度開始からこの11年間で2倍以上に増加しています。介護認定者の内訳では、後期高齢者の割合が約8割を占め、人口に占める後期高齢者の割合は今後も増加が見込まれ、保険給付費が増加し、保険料負担も増加していくことが予測されます。

高齢者が必要なサービスを受けながら、安心して在宅生活を継続していくためには、居宅サービスの一層の充実と、地域密着型サービスの事業者の参入を促していく必要があります。

その一方、施設サービスについては、保険料の過度の上昇を防ぐためにも、中・重度の要介護認定者を中心としたサービスの提供や、居宅サービスとのバランスを考慮した計画的な整備が課題となっています。

#### 介護保険被保険者数・認定者数・保険給付費の推移



※第1号被保険者・要介護(要支援)認定者数は各年10月1日現在、保険給付費は各年度の額。

2 国民健康保険制度は、国民の安心・安全な医療の確保と健康増進に大きな役割を果たしてきましたが、高齢化の進展や就業構造等の変化により、運営は一層厳しさを増しています。

市の国民健康保険事業においても、医療費が年々増加する一方、景気低迷の影響を受け被保険者の所得水準が低下し、保険税収の確保が課題となっています。赤字補てん分である一般会計からの繰入金は、急激に増加しており、国民健康保険事業の健全な運営を図るためには、引き続き保険税の負担の適正化について検証していく必要があります。また、平成22年度の保険税現年度分の収納率は87.4%にとどまっており、収納率の向上を図ることが求められています。

さらに、毎年増加している医療費については、医療費の適正化により給付費の増加抑制を図っていく必要があります。

被保険者の健康保持・増進のためメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）<sup>※1</sup>に着目した特定健康診査・特定保健指導<sup>※2</sup>が平成20年度から保険者に義務付けられました。特定健康診査の受診率は、全国市町村の国民健康保険の平均を上回っていますが、引き続き受診率の向上に努めていく必要があります。

後期高齢者医療制度については、国から新たな制度へ移行する方針が示され、国民健康保険制度の改正についてもあわせて検討されています。制度改正の際には、東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、被保険者が混乱することがないように円滑に移行する必要があります。

### 国民健康保険事業における医療費の推移

(単位：百万円)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
医療費	4,350	4,552	4,721

### 国民健康保険税収入済額、収納率、一般会計繰入金の推移

(単位：百万円)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
保険税収入済額 (収納率：現年度分)	1,207 (86.9%)	1,198 (85.6%)	1,201 (87.4%)
一般会計繰入金(赤字補てん分)	663	656	877

3 国民年金制度は、高齢者等が安定した生活基盤を維持することを目的に運営されています。

市においては、制度の趣旨普及を図るとともに、年金相談員等による相談事業を実施し、制度の加入促進と無年金者の防止に努めていく必要があります。

※1 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）：内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせ持った状態。

※2 特定健康診査・特定保健指導：特定健康診査は、医療保険者が40歳から74歳の加入者を対象に行うメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査のこと。健診項目に腹囲の測定、血糖、脂質、血圧、喫煙習慣の有無などがある。特定保健指導は、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを行うこと。リスクの程度に応じて「動機づけ支援」と「積極的支援」に分類される。

## 今後の方向性

### 1 介護保険事業の運営

- 1) 介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続できるよう、居宅サービスの一層の充実や、通いや泊まりなど柔軟に対応できる小規模多機能型居宅介護<sup>\*1</sup>事業者等の参入を促します。
- 2) 施設サービスは、居宅サービスとのバランスを図りながら、中・重度の要介護者の利用が促進されるよう重点化を特別養護老人ホームや老人保健施設に要請します。また、介護保険事業計画を策定する中で計画的な施設整備について検討します。
- 3) サービス提供事業者が具体的問題点を把握し、サービスの向上につながるよう、「福祉サービス第三者評価」の受審を促します。また、利用者がサービスの適切な選択ができるよう「介護サービス情報の公表制度」を周知し、事業者を選択するための情報活用とサービスの質の向上を図ります。さらに、制度の安定的かつ持続可能な運営を図るため、介護サービスの適正化事業を進めます。

### 2 国民健康保険事業の運営

- 1) 国民健康保険税の負担の適正化について、毎年度検証していきます。
- 2) 国民健康保険税未納者への早期対応等を行い、収納率の向上を図ります。
- 3) 医療費の適正化を図るためレセプト点検<sup>\*2</sup>の強化やジェネリック医薬品（後発医薬品）<sup>\*3</sup>の使用を促進します。
- 4) 被保険者の健康保持・増進を図るため特定健康診査・特定保健指導実施計画に基づき特定健康診査・特定保健指導を実施します。また、受診率の向上に努めます。
- 5) 後期高齢者医療制度及び国民健康保険制度の改正の際には、東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、被保険者が混乱することのないよう広報紙、ホームページ及び出前講座等を通じて新制度の趣旨普及を図ります。

### 3 国民年金制度の周知・加入促進

- 1) 年金制度の理解と加入促進を図るため、広報紙やホームページを通じて、国民年金制度の趣旨普及に努めます。
- 2) 年金相談員の配置により専門的な相談に対応します。

※1 小規模多機能型居宅介護：小規模な住宅型の施設で、通所を中心としながら訪問介護や短期間の宿泊などを組みあわせて、介護やその他の日常生活上の援助を行い、居宅で自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。

※2 レセプト点検：診療報酬の請求は、医療機関から保険者に対しレセプト（診療報酬明細書）により行われており、保険者が診療報酬等の支払いの適正化を図るために行う、レセプトの内容及び被保険者の資格の点検業務のこと。

※3 ジェネリック医薬品（後発医薬品）：先発医薬品の特許が切れた後に販売される先発医薬品と同等の有効成分・効能・効果を持つ医薬品のこと。

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定	老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。
2	「地域密着型サービス」の促進	小規模多機能型居宅介護などの事業者の参入を促します。
3	介護サービスの適正化事業	保険者として、地域密着型サービス事業者等への実地指導などを実施し、適正化を推進します。
4	国民健康保険税の負担の適正化	国民健康保険運営協議会の意見を聴きながら毎年度検証していきます。
5	国民健康保険税の収納率向上	未納者への早期対応等を通じて収納率の向上を図ります。
6	医療費の適正化	レセプト点検を強化します。また、ジェネリック医薬品の使用を促進します。
7	特定健康診査等の実施	第2期特定健康診査・特定保健指導実施計画（H25.4～H30.3）を策定するとともに計画に基づき受診率の向上を図ります。
8	後期高齢者医療制度及び国民健康保険制度改正の円滑な移行	広報紙、ホームページ及び出前講座を活用し新制度の趣旨普及を図り、円滑に移行します。
9	国民年金制度の周知・加入促進	広報紙、ホームページ及び出前講座を活用し国民年金制度の趣旨普及に努めます。年金相談員による相談事業を実施します。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	地域密着型サービス施設整備数	3事業所 (平成22年度)	4事業所
指標2	国民健康保険税の収納率(現年度分)	87.4% (平成22年度)	90.0%

序

論

基本  
構  
想

基本  
計  
画

基本  
目  
標  
1

基本  
目  
標  
2

基本  
目  
標  
3

基本  
目  
標  
4

基本  
構  
想  
を  
推  
進  
す  
る  
た  
め  
に

資  
料

編

## 施策11 保健・医療

### 基本方針

だれもが生涯にわたり健康に暮らせるよう、健康づくりへの自主的な取組みを促します。  
また、必要なときには質の高い医療が受けられるよう、地域の医療提供体制の充実を支援します。

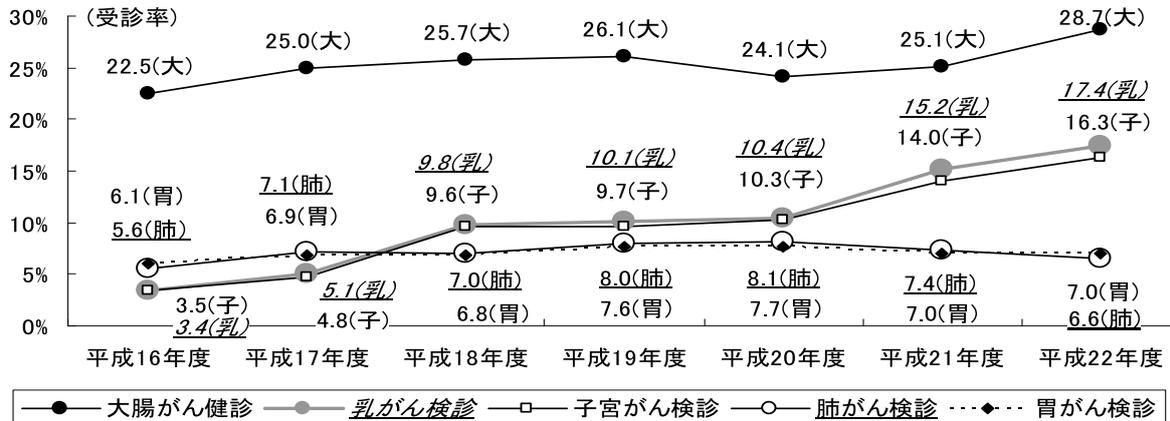
### 現状と課題

- 1 生活習慣病をはじめとする疾病を予防し、健やかな生活を送るためには、市民一人ひとりが健康づくりに対する意識を高め、栄養・休養・運動を適度に組みあわせ、主体的な実践活動につなげていくことが重要です。市では、「はむら健康の日」をはじめとする事業を、健康づくり推進員や関係する団体と協働して実施し、市民の健康づくりの意識啓発に努めています。今後も、健全な食生活をはじめとする健康教育やこころと体に関する健康相談など、健康づくりの意識啓発について一層の充実を図っていく必要があります。
- 2 心身ともに健康で暮らしていくためには、市民一人ひとりが健診制度などを活用して自らの健康状態を把握し、それを基に適切な健康管理に取り組んでいくことが必要です。市では、市民の健康管理を支援する視点から、国の定めた健診だけでなく独自のフォローアップ健診の追加や妊婦健診の拡充等を行っています。今後もこれらの健診体制の充実にも努め、受診率の向上を図っていく必要があります。
- 3 公立福生病院は、必要なときに救急や入院などに対応できる地域の中核的な病院として質の高い医療を提供しています。二次医療圏<sup>※1</sup>の中では公立病院が主要な急性期医療<sup>※2</sup>を担っていることから、公立病院間の連携などが今後の課題となっています。また、市では、独自に平日夜間急患センターを設置し、内科と小児科の時間外の初期救急に対応していますが、近隣市町を含めた対応の必要性から広域的な運営の検討が必要となっています。今後も、地域の医師会や関係機関との連携を深め、きめ細やかな医療提供体制の充実を支援していく必要があります。

※1 二次医療圏：医療法に基づいて、厚生労働省が地理的なつながりや交通事情、入院ベッド数などを考慮して定める、複数の市町村を一つの単位とした医療の地域圏。

※2 急性期医療：病気の発症から回復が見込める目処をつけるまでの間、提供する医療。

がん検診の受診率の推移



※「子宮がん・乳がん検診」は、平成18年度から2年に1回の受診に変更。

## 今後の方向性

### 1 健康づくり意識の高揚

- 1) 社会状況や市民の健康づくりに対する意識の変化を踏まえ、市の健康増進計画である「健康はむら21」の第二次計画を策定します。
- 2) 「はむら健康の日」をはじめとする事業を充実することによって、市民の健康づくりに対するさらなる意識の向上を図ります。また、関係する部署との共同や各種スポーツ団体などと連携して、保健と運動を組み合わせた生活習慣病予防のための新たな事業などを開催します。
- 3) こころの健康づくり講座や相談事業などを実施し、こころの病やその予防などについて市民への意識啓発を図り理解を広めます。また、うつ病などのこころの病を抱える人が増加していることに対応するため、保健所や医療機関、メンタルヘルス対策支援センター<sup>※1</sup>などの連携を強化します。
- 4) 講習会や相談、健診にあわせて、離乳食が始まる乳幼児期からの栄養や食生活をテーマにした事業を展開するとともに、成人向けの健康料理教室等を通じて栄養に関する情報提供や食生活の改善を図ります。

### 2 健康診査の充実

- 1) がんを早期に発見するため、国の指針や専門的な審議会などの報告書に沿って実施体制や対象者、受診指導などの内容を見直し、がん検診の受診率の向上を図ります。
- 2) 母体と胎児・新生児の健康増進を図るため、新生児訪問指導や妊婦健診などの健診事業を充実します。
- 3) 現在実施している乳児から3歳児までの発達段階に応じた健診を充実し、必要に応じて経過観察や医療機関等の受診につなげていきます。

※1 メンタルヘルス対策支援センター：メンタルヘルス不調の予防から職場復帰支援まで、職場におけるメンタルヘルス対策についての総合相談窓口。

### 3 医療連携体制の充実

- 1) 公立福生病院の運営支援を通じ、広域的な医療連携の推進や、医療の質とサービスの向上を働きかけます。
- 2) 「平日夜間急患センター」のあり方について、近隣市町とともに検討していきます。
- 3) 医師会をはじめとする関係医療機関との連携を強化し、広域的な医療連携、予防接種、健診事業などの充実を図ります。

#### 主な事業

	事業名	事業内容
1	「健康はむら 21」第二次計画の策定	健康増進法に基づき、市民の健康づくりを推進する第二次健康増進計画を策定します。
2	はむら健康の日・健康フェア	健康づくり推進員等との連携により、健康づくりと意識啓発を図るイベントを開催します。
3	ヘルスアップ健診	40歳以上を対象に、特定検診・健康診査とあわせてフォローアップ健診を行います。
4	保健と運動を組み合わせた健康づくり講座(仮称)	関係団体等と連携して、保健・栄養などの学習と運動を組み合わせた健康づくり講座(仮称)を開催します。
5	乳幼児健診	3か月から3歳までを対象に定期健診を実施し、必要に応じて経過観察を行います。
6	予防接種	ポリオ、BCGなどの各種疾病を予防するための接種を行います。
7	公立福生病院の運営支援	福生病院組合を組織する羽村市・福生市・瑞穂町により、病院運営を支援します。

#### 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	「はむら健康の日」「健康フェア」の参加人数	4,047人 (平成22年度)	5,300人
指標2	がん検診の受診率 (対象人口率調査に基づく受診率)	15.0% (平成22年度)	17.2%
指標3	3～4か月児健診の受診率	95.7% (平成22年度)	98%
指標4	平日夜間急患センターの利用者数	1,012人 (平成22年度)	1,300人